付属資料

1. 策定経過

年 月 日	内 容	
平成 21 年 8 月 6 日	第1回山口市景観形成推進連絡会議	
平成 21 年 8 月 18 日	第1回山口市景観計画策定委員会	
平成 21 年 9 月 12 日	景観づくり市民ワークショップ (北部)	
平成 21 年 9 月 13 日	景観づくり市民ワークショップ (中部)	
平成 21 年 9 月 26 日	景観づくり市民ワークショップ(南部)	
平成 22 年 3 月 13 日	阿東地域市民ワークショップ	
平成 23 年 7 月 14 日	第2回山口市景観形成推進連絡会議	
平成 23 年 7 月 28 日	第2回山口市景観計画策定委員会	
平成 23 年 8 月 8 日	経営会議	
平成 23 年 8 月 22 日	議会説明	
平成 23 年 9 月 1 日~ 平成 23 年 9 月 30 日	パブリックコメント(提出:1件)	
平成 24 年 3 月 30 日	山口市景観形成基本方針策定	

2. 山口市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の良好な景観形成に関する基本方針及び景観計画の策定にあたり、市民、事業者、 市の協働による幅広い観点からの検討を行い、本市における今後の景観行政を円滑に推進する ために、山口市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 山口市景観形成基本方針案の検討及び作成に関すること。
- (2) 山口市景観計画案の検討及び作成に関すること。
- (3) その他景観の形成に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他必要と認められる者

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は 委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から山口市景観計画の策定が完了するまでとする。

(委員の任期)

- 第7条 委員の任期は、山口市景観計画の策定が完了するまでとする。
- 2 委員が欠けたときは、第3条第2項各号の区分により補充できるものとし、その任期は前任者の任期までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

3. 山口市景観計画策定委員会委員名簿

(敬称略,平成21年8月18日現在)

第3条第2項1号に 定めるもの	山口大学大学院 理工学研究科 教授	◎鵤 心治
	山口県立大学附属地域共生センター 教授	前田 哲男
	カラーコーディネーター	高実 りか
第3条第2項2号に 定めるもの	山口市文化財審議会 会長	八木 充
	財団法人 山口観光コンベンション協会 常務	鈴木 克彦
	社団法人 山口県建築士会 会長	松田 悦治
第3条第2項3号に 定めるもの	公募市民	斉藤 喜美子
	公募市民	野村 史義
第3条第2項4号に 定めるもの	山口県土木建築部都市計画課 課長	古谷 健
	山口県山口農林事務所 所長	荒瀬 尚良

◎ 委員長

山口市景観形成基本方針

【発行】

山口市

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 http://www.city.yamaguchi.lg.jp/

【編集】

山口市都市整備部都市計画課 TEL 083-934-2831 FAX 083-934-2654

【発行日】

平成24年(2012年)3月

Yamaguchi Landscape